

第2章 学校における安全教育



第1節 安全教育の目標

ポイント

- 安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することである。
- 各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

1 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。⁵

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。その中で、日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点からの安全教育を推進することが重要である。

⁵ 安全に関する資質・能力は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として、中央教育審議会で示されている。

2 各段階における安全教育の目標

(1) 幼稚園

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

(2) 小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

(3) 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

(4) 高等学校

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の種類等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

第2節 安全教育の内容

ポイント

- 安全教育の内容は、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について整理される。
- 学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。

1 安全教育の各領域の内容

(1) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ⑥ 消防署や警察署など関係機関の働き

(2) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮

- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題（運転者の責任）、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

（3）災害安全に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

2 教育課程における安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要である。具体的には、各教科等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施することが求められる。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要である。

また、児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげて

いくなど、カリキュラム・マネジメント⁶の確立を通じて地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められる。

(1) 幼稚園

幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の領域「健康」では、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」とし、「健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。」ことがねらいとして示されている。その内容としては、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」こと、内容の取扱いにおいては「安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」が挙げられている。

また、総則において、「幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと」としている。

このように、幼稚園における安全教育では、幼稚園生活全体を通して安全な生活習慣や態度の育成に重点が置かれ、教師や保護者の支援を受けながら、自らが安全な生活を送ることができるようにすることを目指している。

(2) 小学校

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）総則第1の2の（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活

⁶ 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。（小学校学習指導要領（平成29年3月告示）。中学校・高等学校も同様）

学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小・中学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。各教科等においては、体育科では、例えば、第5学年の保健領域において「けがの防止」として、「交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止」「けがの手当」を取り上げ、けがの発生要因や防止の方法、簡単な応急手当等について学習することとされている。

社会科では、例えば、第3学年で「地域の安全を守る働き」、第4学年で「人々の健康や生活環境を支える事業」「自然災害から人々を守る活動」、第5学年で「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」、第6学年で「国や地方公共団体の政治」等について学習することとされている。

理科では、例えば、第4学年「B(3)雨水の行方と地面の様子」、第5学年「B(3)流れる水の働きと土地の変化」「B(4)天気の変化」、第6学年「B(4)土地のつくりと変化」等について学習することとされている。

特別活動では、例えば、「〔学級活動〕(2)ウ 心身共に健康で安全な生活態度の形成」で「現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

なお、上記以外にも、安全に関する教育は各教科等において行うことが可能であり、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

(3) 中学校

中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）総則第1の2(3)において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行われなければならない。

保健体育科では、例えば第2学年の保健分野において「傷害の防止」として、「交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因」「交通事故などによる傷害の防止」「自然災害による傷害防止」「応急手当の意義実際」を学習することとされている。

社会科では、例えば、地理的分野において、「日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること」とされている。また、公民的分野において、現代日本の特徴として、「情報化」を学習する際に、「防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げること」が例示されている。

理科では、例えば、第2分野において、「大地の成り立ちと変化」で「自然の恵みと火山災害・地震災害」を、「気象とその変化」で「自然の恵みと気象災害」等を学習することとされている。

技術・家庭科では、例えば、技術分野において、「電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する製品やシステムの安全な使用についても扱う」こととされている。また、家庭分野において、「自然災害に備えた住空間の整え方についても扱う」こととされている。

特別活動では、例えば、「〔学級活動〕(2)エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」で「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事」で「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学習することとされている。

なお、上記以外にも、安全に関する教育は各教科等において行うことが可能であり、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が中学校学習指導要領解説総則編の付録に掲載されている。

(4) 高等学校

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）総則第1款の2（3）において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定しており、その趣旨を受け、安全に関する指導は、小学校・中学校と同様に、教科等横断的な視点で学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。

保健体育科では、例えば、科目「保健」においては、「(2)安全な社会生活」として、「安全な社会づくり」「応急手当」を学習することとされている。

地理歴史科の「地理総合」では、例えば、「C(1)自然環境と防災」において、「地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解する」ことや、「地域性を踏まえた防災」について、「自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現する」こととされている。

理科の「地学基礎」では、例えば、「地球のすがた」において、「火山活動と地震の発生の仕組みをプレートの運動と関連付けて理解する」こと、「変動する地球」において、「日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること」とされている。

家庭科の「家庭基礎」では、例えば、「B(3)住生活と住環境」において、「防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解」することや、「防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫する」こととされている。

特別活動では、「〔ホームルーム活動〕(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」で「事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること」「〔学校行事〕(3)健康安全・体育的行事」において「事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得」等について学ぶこととされている。

なお、高等学校においては、小学校・中学校のような防災を含む安全に関する教育について主要なものを抜粋した表は作成していないが、本資料作成に当たり参考資料として作成した資料を巻末に掲載している。

(5) 特別支援学校

児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常的に接する教職員の継続的な観察と情報交換が必要である。また、安全教育を効果的に進めるためには、各教科及び学級活動（ホームルーム活動）、自立活動においてはもちろん、教育活動全体を通じて、組織的、計画的な取組が必要であり、校内外の専門家との連携を図るなど、安全教育を推進する体制づくりが必要である。

幼稚部では、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、健康な心と体「幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる」こととしている。

小学部・中学部では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）総則第2節の2（3）において「学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」と規定しており、その趣旨を踏まえ、安全に関する指導は教科等横断的な視点で学校の教育活動全体を通じて行われなければならない。

特別支援学校独自の教科における指導としては、知的障害者である児童生徒等に対する教育を行う特別支援学校小学部の生活科において、1段階「身の回りの安全に気付き、教師と一緒に安全な生活に取り組もうとすること。」「安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。」、2段階「身近な生活の安全に関心を持ち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。」「安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。」、3段階「日常生活の安全や防災に関心を持ち、安全な生活をするよう心掛けること。」「安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。」が示されている。

実際の指導では、「危険防止」や「交通安全」「避難訓練」などを取り扱い、「危険防止」については、危ないことや危険な場所について知るとともに、場所や状況に応じて、自分自身を守れるように適切な行動をとること、道具の正しい使い方を知ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、日常の実際の生活の中で、危険な場所や状況に近付かないことや回避することなどをきめ細かく指導することが大切である。「交通安全」については、安全に気を付けながら道路を横断すること、信号や標識の意味を知って守ることなどが指導内容となる。指導に当たっては、交通安全は日常の社会生活を送る上での基本的な事項であり、直接、生命に関わることであるため、児童の実態を的確に把握し、登下校の場だけでなく、その状況に合わせて指導する必要がある。そのほか、避難訓練の重要性を知るとともに、教師等の指示に従って避難することなどを身に付けて、災害時に適切な行動ができるようにすることなども取り扱う必要がある。

中学部保健体育科では、目標に「自分の生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。」「健康・安全についての自分の課題を見つけ、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。」ことが位置付けられている。

第3節 安全教育の進め方

ポイント

- 安全教育は、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう、学校教育活動全体を通じて計画的な指導が重要であり、そのためには、学校安全計画に適切かつ確実に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。
- 安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、ロールプレイング等、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるような工夫が必要である。

1 安全教育の基本的な進め方

(1) 学校教育活動全体を通じた計画的な指導

学校における安全教育は、前項に述べたとおり、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。

安全教育の目標を実現するため、各学校で児童生徒等に育成を目指す資質・能力等の基本的な方針を明らかにし、様々な機会における指導を密接に関連付けながら学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解を図るとともに、地域の関係機関・団体等を含めた協力体制を整備し、意図的、計画的に推進する必要がある。

なお、随時、随所の指導が必要になることも少なくなく、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導にも配慮し、計画的な指導と関連付けることも大切である。

また、安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイングを導入することなど、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要である。さらに、校内における安全教育と家庭や地域社会における活動等との関連も欠くことができないものである。

(2) 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、密接に関連させて進めていく必要がある。日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じ

て安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。個人の行動だけでは十分な安全を確保することは困難である。例えば、生活安全について考えるならば、学校内の施設・設備の安全点検と事後措置とを関連させた生活や行動に関する指導を関連付けて進めることは日常生活での事故を減らす上で欠かすことができない。また、特に低学年においては、安全についてのきまり・約束事を設定することは、個人の思考・判断を補う上で効果的である。すなわち、安全管理で身に付けた力を活用することによって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育で身に付けた力を活用することによって児童生徒等自身が安全な行動を実践していくことで、学校安全の効果をより一層高めることが可能となる。

なお、安全教育と安全管理が関連する内容としては、次のような例が考えられる。

- ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できる。
- イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくことになる。
- ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができる。

2 各教科等における指導

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で関連性をもたせながら、組み立てていくことが重要であり、そのために、学習指導要領において「カリキュラム・マネジメント」が規定されたところである。

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとしている。特に、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童生徒等を取り巻く安全に関する環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要であるとしている。その際、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（「カリキュラム・マネジメント」）に努めることが重要である。

特に、事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科・保健体育科において計画的に実施されることが必要である。また、他の教科等においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する指

導を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための指導を行ったりすることになる。

例えば、体育科・保健体育科においては、各種運動を行う際に安全に十分配慮することを学びに向かう力、人間性等に明示しているほか、小学校【保健領域 第5学年】では、交通事故や身の回りの生活の危険などを取り上げ、けがの起こり方とその防止、けがの悪化を防ぐための簡単な手当などの知識及びけがの手当の技能と、けがの防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等などを中心として構成している。中学校【保健分野 第2学年】では、交通事故や自然災害などによる傷害は人的要因、環境要因及びその相互の関わりによって発生すること、交通事故などの傷害の多くはこれらの要因に対する適切な対策を行うことによって防止できること、また、自然災害による傷害の多くは災害に備えておくこと、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動すること、災害情報を把握することで防止できること、及び迅速かつ適切な応急手当は傷害の悪化を防止することができることなどの知識及び応急手当の技能と、傷害の防止に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。高等学校【科目保健】では、様々な事故等の発生には人的要因や環境要因が関わること、交通事故などの事故の防止には、周囲の環境などの把握や適切な行動が必要であること、安全な社会の形成には、個人の安全に関する資質の形成、環境の整備、地域の連携などが必要であること、また、個人が心肺蘇生法を含む応急手当の技能を身に付けることに加え、社会における救急体制の整備を進める必要があることなどを中心に構成している。

特別活動においては、例えば、小・中・高等学校の学級活動(2)においては、日常の安全に関する問題について、児童生徒が学校生活における安全に関わる問題に気付き、必要な情報を収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するための的確な意思決定や行動選択とそれに伴う実践を行う活動などが考えられる。また、学校行事においては、(3)健康安全・体育的行事において、例えば、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動の体得等に資するよう、交通安全指導や防犯指導、防災避難訓練等を行うことが考えられる。(特別活動については、「3 特別活動における指導」を参照)

理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科など、実験・実習や作業を伴う場面では、施設・設備の安全管理に配慮し、事故防止のため、学習環境を整備するとともに、特に火気、刃物類、薬品や塗料、実験・作業用の器具、材料などの使い方と保管、活動場所における指導など事故防止の指導を徹底し、校外での学習など活動の内容や場所に応じて安全に留意するとともに、児童生徒等自身に安全な行動の仕方を身に付けさせることが重要である。

また、総合的な学習の時間においては、例えば、「地域の交通安全」をテーマとした探究的な学習の一環として「交通安全マップ」を作成し、学習したことを他学年や地域に伝えるなどといった取組を行うことが考えられる。

安全教育は、様々な教科等に位置付けられた内容を有機的に関連付けた指導が重要である。そのためには、防災を含む安全に関する内容について、教科等における位置付けや具体的な学

習内容など、状況を確実に把握し、安全に関する指導として、学校安全計画に適切に位置付けるなど、全教職員が理解しておく必要がある。

3 特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

特別活動の各活動・学校行事は、一人一人の児童生徒等の学級（ホームルーム）や学校の生活の向上・充実に向け、諸問題への対応や課題解決の仕方などを自主的、実践的に学ぶ活動内容によって構成されている。

特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で活用できるものにする役割を果たすものである。例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら災害に対してどのように身を守ったらよいか、実際に訓練しながら学ぶ。こうしたことを通して、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく。安全教育についても、各教科等の特質に応じて育まれた資質・能力を、実践的な集団活動を通して、統合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

（1）学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導

学級活動（ホームルーム活動）は、生活や学習に共に取り組む同年齢の児童生徒で構成される集団である「学級（ホームルーム）」で行われる活動である。学級（ホームルーム）生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働して実践したり、個々の児童生徒が直面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定したことを実践したりすることを自主的、実践的に取り組む活動を通して、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

学級活動（ホームルーム活動）における安全に関する指導については、学級活動（ホームルーム活動）（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全において、次のように示されている。

小学校	ウ	心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事
-----	---	--

		故、災害等から身を守り安全に行動すること。
中学校	エ	心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
高等学校	オ	生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立 節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

(小学校)

小学校においては、学級・学校生活における安全に関する問題に自ら気付き、必要な情報を進んで収集し、よりよい解決方法を考えて、安全を保持増進するための的確な意思決定や行動選択を行うなどの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力については、例えば、防災を含め、日常及び災害時の安全確保には正しい知識が大切であることを理解することなどが考えられる。

安全に関する指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する内容が挙げられるほか、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。

なお、安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される健康教室、防災教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全、防災の指導を行うに当たっては、保護者や地域と連携するなどして作成した安全マップを活用するなど、日常生活で具体的な実践ができるよう工夫することが大切である。

(中学校)

中学校においては、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、例えば、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること等の題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果を基にした話合い、危険を感じた体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技

を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法に活動が考えられる。防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと、安全に関しては、日常生活に潜む様々な危険を予測したり、問題解決の方法を話し合ったりすることで、安全に保つために必要な事柄への理解を深める活動が考えられる。

なお、安全に関する指導については、小学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

(高等学校)

高等学校においては、中学校と同様に、安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。

こうした活動において育成を目指す資質・能力としては、日常及び災害時の安全確保に向けた正しい情報の収集と理解ができるようになることや安全に配慮した的確な行動がとれるようになること、状況に応じて自他の安全を確保する態度を育てることなどが考えられる。

具体的な活動の工夫としては、中学校において記載した指導上の工夫に加え、地域の安全や防災に関わる活動において、既に高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

なお、安全に関する指導については、小・中学校と同様、保護者や地域の理解と協力を得ながら実施することが重要である。

(2) 学校行事における安全に関する指導

学校行事は、全校又は学年（高等学校においては全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団）を単位として行うものである。学校行事における様々な体験は、児童生徒等の心を育て、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を育む機会になるとともに、学級（ホームルーム）集団はもとより学年や全校の集団を育成し、よりよい人間関係を形成する上で効果的な場である。

学校行事は、(1) 儀式的行事、(2) 文化的行事、(3) 健康安全・体育的行事、(4) 遠足・集団宿泊的行事、(中・高等学校においては「旅行・集団宿泊的行事」) (5) 勤労生産・奉仕的行事から構成されており、全ての学年においてこの5つの種類の学校行事を行うものとしている。

このうち、(3) 健康安全・体育的行事については、学習指導要領において、「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること」と示されている。

小・中・高等学校において行われる健康安全・体育的行事における安全に関する指導としては、交通安全教室、避難訓練や防災訓練、防犯等の安全に関する訓練等が考えられる。

① 健康安全・体育的行事における安全に関する指導上の留意点

事件や事故、災害等の非常時から身を守るなどについてその意義を理解し、必要な行動の仕方などを身に付ける等の資質・能力の育成を目指すため、健康安全・体育的行事における安全に関する指導においては、下記のような点に留意しつつ、家庭や地域との結び付きの強いもの、他校や他機関との関連において実施するものなどの機会を通して、相互の理解や連携を促進することはもとより、積極的に改善を図るなど、学校行事として、また児童生徒の集団活動としての教育的価値を高めるようにすることが重要である。

(小学校)

避難訓練など安全や防災に関する学校行事については、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど適切に行うことが必要である。特に、交通安全指導や防犯指導については、学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行うようにする。さらに、遠足・集団宿泊的行事における宿泊施設等からの避難の仕方や地理的条件を考慮した安全の確保などについて適宜指導しておくことも大切である。

地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練や地域住民と共同して実施する防災訓練などは、特に重視して行うようにする。

(中学校)

自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

(高等学校)

最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの緊急事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

② 健康安全・体育的行事における具体的事例

ア 交通安全指導及び防犯指導（例）

学校行事としての交通安全指導は、学校が定めた交通安全の日や地域の交通安全運動などに関連して行う指導、入園・入学時や長期休業前後の指導などが考えられる。この場合は、交通事故の実態、道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な

乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、さらに、二輪車・自動車の機能や特性などについて、学年又は全校の児童生徒等を対象とした交通安全講話や訓練その他の実践的な指導が考えられる。

指導に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）における指導との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、指導の効果を一層高めることができるように配慮しなければならない。

例えば、高等学校段階において、運転免許が取得可能であり二輪車・自動車を自ら利用することを前提に、メリットとリスクなどの必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を生徒一人一人に育むことなどを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うことが考えられる。運転免許の取得を希望する生徒が、交通事故等から自他の身を守る安全な行動を体得するためには、表面的・形式的ではなく、より自主的、実践的に生徒が取り組めるように具体的な場面を想定し、諸機関とも連携し訓練等を体験することによって、各教科・科目等で学習した安全に関する資質・能力が実際に活用できるものとなる。

学校行事としての防犯指導は、登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの先生や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設けたりすることなどが挙げられる。児童生徒等の活動範囲が広がる長期休業前の指導は、特に重要である。また、学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体や保護者の協力・参加を得ることが不可欠である。

これらの学校行事を計画し実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の交通・防犯環境や児童生徒等の実態に即したものにしなければならない。このためには、特に次の事項に留意する必要がある。

- 指導の内容は、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方や自転車の点検・整備、交通法規等の交通安全指導に関するものや、誘拐や傷害から身を守る防犯指導などに関するものの中から、児童生徒等の実態や地域の実情に照らして最も必要と思われるものを精選して設定するようにする。
- 実施の時期は、指導計画を立てる段階で他の学校行事、学級活動（ホームルーム活動）及び地域における行事、季節や長期休業などとの関連を考慮して指導の効果が最も高まるような時期を選ぶようにする。
- 指導の方法は、特別活動の特質と児童生徒等の安全意識や安全行動の実態を踏まえ、参加体験・実践型の指導方法を取り入れるなど工夫する。また、実施の回数は、学級活動（ホームルーム活動）等における指導との関連を考慮して設定する。

- 同一地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図るようにする。
- 学校行事の計画及び実施に当たっては、必要に応じて警察署等関係機関の協力を得ることを考慮する。

イ 避難訓練(例)

避難訓練は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことを目指して特別活動で行われる実践的な教育の場である。このような災害時の避難等の指導は、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うようしなければならない。また、災害などの発生の際、幼児・児童や高齢者及び障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培うことも大切である。

避難訓練の指導計画作成や指導上の主な配慮事項は次のとおりである。

- (ア) 訓練の内容は、火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害及び原子力災害等を想定して設定することになるが、この場合は、学校の立地条件、校舎の構造などについて十分考慮するとともに、火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。
- (イ) 実施の時期や回数は、児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節や安全管理との関連などを考慮して適切に設定する。
- (ウ) 訓練は、授業中だけを想定せず、休み時間や登下校時等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、災害の発生時間や場所に変化をもたせ、児童生徒等が安全な行動を考え、判断し、行動できるようにする。
- (エ) 訓練が、形式的、表面的にならないように、特に次のような配慮が必要である。
 - ・ 避難訓練を、児童生徒等が安全教育で身に付けた力を発揮し行動する場として位置付け、訓練を通して児童生徒等が自らの行動を振り返り課題を見付け改善を図る、課題解決の学習の流れとなるよう、意図的計画的に実施する。
 - ・ 例えば、火災を想定した場合は、発煙筒の使用など実感を伴う方法を工夫するとともに、煙に対する避難の仕方についても身に付くようにする。
 - ・ 避難に際しては、安全管理上、人員の掌握が重要になる。その方法の訓練が教職員にとって不可欠であることを児童生徒等に確実に理解させ、行動できるようにする。
- (オ) 避難に際して、安全かつ敏速に能率的な集団行動ができるようにするため、平素から朝会や遠足、移動教室、修学旅行、集団宿泊訓練、体育祭等の学校行事における集団行動を重視して指導する。

(3) 児童（生徒）会活動における安全に関する指導

児童（生徒）会活動は、異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、特別活動の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指すものである。児童（生徒）会活動において、安全に関わる内容を取り扱う場合、教師の適切な指導の下、児童生徒の自発的、自治的な活動によって、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の諸問題を解決しながら、学校生活の改善・充実を図る活動が考えられる。具体的には、例えば、委員会や代表委員会において、児童生徒が学校の実態に即し、廊下歩行など、児童生徒が学校生活の中で当面している安全に関する問題を取り上げて話し合い、学校生活の向上につなげ、児童生徒の安全意識や実践意識を高めることが考えられる。

安全に関する問題を取り上げて話し合い、解決する活動においては、単に安全に対するきまりや禁止事項をつくることにならないように配慮する必要がある。問題の現状と原因の把握、問題解決のための方法、実践化を促す活動などについて話し合い、児童生徒が自主的に安全で楽しい学校生活を創造することができるような指導を行うことが大切である。

また、ボランティア活動や地域の人々との交流など社会貢献や社会参画に関する行動は、児童生徒が地域や社会の一員であるということの自覚と役割意識を高め、社会の中で共に生きる豊かな人間性を育むとともに、自己実現を図る上で大切な活動である。防災や交通安全などの地域ボランティアに参加することで、自らの安全だけでなく地域社会の安全に視野を広げ、地域や社会の形成者として、地域や社会生活をよりよくしようとする態度を育むことができる。

児童（生徒）会活動における活動としては、次のようなものが考えられる。

①代表委員会、生徒総会における活動の例

- ・安全な学校生活を送るための努力目標やきまり・約束等の設定
- ・安全な生活実践の状況等に関する情報の提供
- ・安全な生活実践を促すための広報活動の工夫
- ・安全に関する学校行事への協力

②ボランティア活動や地域の人々との交流における活動の例

- ・地域の防災や防犯訓練への参加
- ・交通安全のボランティアへの参加

(4) 安全意識を高めるための教育活動

安全意識を高めるための教育活動としては、毎月の学校における安全指導日や、国民安全の日、防災の日、防災週間などの地域における行事との関連を図りながら行う講話、映画会、児童生徒等の安全に関する意見や調査研究物、作文、標語、ポスターなどの発表会等が考え

られる。

このような活動は、交通安全指導や防災避難訓練等の導入的な指導の場として、また、学級活動（ホームルーム活動）や児童（生徒）会活動における指導の有力な動機付けの機会として重要な意味をもつものである。これらの活動を通して、児童生徒等一人一人の安全意識を高めるとともに、全校的に安全に対する意識を高める必要がある。したがって、このような学校行事は、特にこのために時間を設けて実施する場合や、全校集会、文化祭等その他の機会を活用して行う場合も考えられ、指導計画の作成に当たっては、他の教育活動における安全に関する指導との関連を重視することが大切である。

以上のように健康安全・体育的行事の安全に関する学校行事以外の教育活動も、それぞれ安全教育と深い関連があり、事故等の防止のための実践的な指導の機会としての活用が求められる。

4 日常の学校生活における安全に関する指導

これまで述べてきた教科や特別活動等における安全に関する指導のほかにも、「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」「休み時間」等の日常の学校生活における指導も考えられる。学級活動（ホームルーム活動）における指導とは異なるが、1単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面があることから、それらの指導と関連させて進めるように配慮する。

(1) 「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」等の指導

「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」の時間を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 児童生徒等の安全に対する意識を喚起するように題材の提示や表現の仕方を工夫する。
- 1単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導との関連を図るように工夫する。
- 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。
- 児童生徒等の日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

(2) 休み時間等の指導

休み時間等を活用した安全に関する指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 児童生徒等の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指導する。
- 児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

(3) 安全に関する個別指導の配慮

児童生徒等において、多動と注意力不足等がみられる場合には、その実態をよく把握するとともに、個別の指導計画を作成し安全上の指導が必要である。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒等とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒等が在籍していることがあり、これらの児童生徒等に対する安全に関する個別指導では、次の点に配慮して進めることが望まれる。

- 障害のある児童生徒等の指導に当たっては、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や支援を活用する。
- 個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

5 幼稚園における安全に関する指導

幼稚園においては、安定した情緒の下で、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開される必要がある。特に、幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての安全指導を中心とし、幼稚園教育のねらいが総合的に達成されるようにすることが大切である。したがって、幼稚園における安全に関する指導は、遊びや園生活を通して、幼児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、幼児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、そのときにとるべき最善の行動について体験を通して学び取っていくことが大切である。

また、交通安全の習慣を身に付けるために、日常の生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるためには、幼児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、学校安全計画の中に位置付け、災害時には教職員の適切な指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにすることが重要である。なお、日頃から安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが必要である。

第4節 安全教育の評価

ポイント

- カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。
- 安全教育を評価するための方法には様々な手法が考えられるが、評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、評価を進めていくことが必要である。また、児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。

1 安全教育の評価の意義と内容

安全教育において評価を行うことは、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

カリキュラム・マネジメントの一環として、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことが求められている。

安全教育の評価においては、ややもすると事故の発生件数のみによって、その成果を測定しがちである。しかし、事故は危険な状況や行動の一部が結果として現れたものである。児童生徒等は、安全教育を通じて安全に関する望ましい資質・能力を身に付け、その行動の結果として事故等の発生が防止できる。したがって、安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。例えば、安全に関する知識・技能、態度等は、安全教育を評価する上で基本的かつ重要な内容である。また、児童生徒等の行動が事故防止に直接つながることが期待できる。これらは、現在の生活における安全行動を反映するとともに、将来の生活においても重要な意味をもつ。そして、評価によって得られた情報は、今後の安全教育を改善する上で貴重な資料となる。

また、学校安全計画に盛り込まれたことが（1）適切に実施されていたか、（2）内容や方法が適切であったか、（3）指導体制が確立していたか、（4）日程や時間に問題がなかったか、（5）活用した資料等の教材や講師等の人的資源は有効であったか、（6）安全教育に関する活動の連携が図れていたかなどは学校安全計画の検証・改善の視点として非常に重要である。こうした視点をもって、児童生徒等の状況、事故等に関する客観的数値と実際の取組を合わせて検証し、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることが安全教育の質的向上の観点から

も非常に重要である。

2 安全教育の評価の方法

安全教育を評価するための方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられる。また、ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることもできる。質問紙法や面接法は、安全教育によって児童生徒等が身に付けた知識や態度を把握する上では最も一般的な方法である。しかし、質問の内容の妥当性・信頼性について検討する必要があり、また、回答は児童生徒等の主観的なものになりがちである。一方観察法は、特に児童生徒等の実際の行動等を調べる上で有効な方法である。また、質問紙調査が難しい年少者に対しても使用することが可能である。しかし、観察したときの行動が、その児童生徒等の行動全体を表しているかなどの問題点もある。このようにそれぞれの評価方法には短所・長所があることを理解し、いくつかの方法を併用して、多面的・多角的な評価を進めていくことが必要である。

児童生徒等だけではなく、保護者への質問などから得られた情報も貴重である。安全教育の評価項目としては次のような内容を挙げるができる。

〈生活安全・交通安全・災害安全それぞれに対して〉

- (1) 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

また、学校教育の評価とあわせ、指導計画についても見直していく必要がある。その際、評価を行う項目としては次のような内容が挙げられる。

- (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- (2) 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- (3) 安全管理との連携が図れているか。
- (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- (5) 指導の内容や方法に課題はないか。
- (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。